

あなたを狙っています インターネットのトラブル

悪質商法・トラブルに気をつけて!!

架空請求

多重債務

被害にあわない方法



悪質商法の被害にあわないための心得!!
心得6ヶ条は絶対に実行しましょう

- ひとつ** 簡単に自宅に入れない!
- ふたつ** プライバシーを明かさない。
- みっつ** その場で契約しない。はんこを押さない。
- よっつ** うまい話に、のらない。
- いっつ** ひとりで判断しない! 契約する前に相談を!
- むっつ** いらぬときは、きっぱり断る!

契約する前にチェックしましょう。

- 本当に必要ですか?
- 他店と比べましたか?
- だれかに相談しましたか?
- 契約をせかされていませんか?

1つでも心あたりがあれば **契約はSTOP!**

かしこい断り方は?

- ❗ いりません。
- ❗ 帰って下さい。
- ❗ 契約しません。

**繰り返し
言いましょう!**



知って得する断り方のポイント

- 断るときは、はっきり「いらぬ!」「興味がない!」と断ること!
- 「今は忙しいので」「結構です」はNGです。
- 怪しい電話なら、用件を聞かずにすぐに切ろう!
- 知らない人は、家には絶対にいれないこと!
- 「勧誘ですか」と聞こう。もし勧誘ならすぐに断る。



必要ないものを買わされてしまったとき そんなときは、クーリング・オフ制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売などの特定の取引の場合、契約しても**契約書面を受け取った日から一定期間内であれば無条件に解約**できることです。

クーリング・オフができる期間
 クーリング・オフが可能な期間は、訪問販売や電話勧誘販売の場合、契約書を受け取ってから、その日を含めて**8日以内**、マルチ商法や内職商法は**20日以内**です。

クーリング・オフができないもの!

- ★自分から店に出向いたり、広告をみて自分から電話やインターネットで申し込んだ場合。
- ★自動車や3,000円未満の商品、化粧品、健康食品などを購入して使用した場合。
- ★通信販売は原則クーリング・オフができません。(広告に返品の可否や条件・送料負担などの「返品特約」が明記されていない限り、商品到着日から8日以内であれば、送料自己負担で返品できます。)

「過量販売」の場合は?

訪問販売で、日常生活において通常必要とされる分量を著しく越える商品やサービスを契約させた場合には、契約後1年間はクレジット契約と併せて契約を解除することができます。

保存版! クーリング・オフの仕方を教えます



- ◆必ず書面で通知する(右サンプル)(はがきは両面のコピーをとっておく)。
- ◆通知を出した証拠を残すため、郵便局の窓口で「特定記録郵便」で出す。
- ◆特定記録郵便の受領証、コピーを大切に保管する。
- ◆クレジット契約の場合、クレジット会社にも同様に通知する。
- ◆あて先は、事業者及びクレジット会社の代表者宛にする。



契約解除通知書

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 書面受領日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 _____
 契約金額 _____ 円
 販売会社名 _____

私は貴社と契約しましたが、契約を解除します。
 なお、支払済の _____ 円を返金し
 商品を引き取って下さい。

平成〇〇年〇月〇日
 (契約者)
 住所 _____
 氏名 _____



困ったときは、消費生活センターにご相談下さい!
高松市消費生活センター
 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所1階



TEL. 087-839-2066

【相談受付】 月曜日～金曜日
【受付時間】 8:30～17:00
 (土・日・祝日は休み)

ホームページで情報を提供しています。 <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1653.html>

きっぱり「NO!」 と、いしましょう!



👁️ 出会い系サイトにご用心!

携帯電話の「完全無料」の出会い系サイトにアクセスし、プロフィール等を入力したところ、1日で大量のメールが届いた。さらに無料のはずがサイトを閲覧するたびにポイントをとられ、高額な請求になった。
(出会い系サイトによる高額な利用料をクレジットカード決済し、支払いが困難になっているケースも生じています。)

- アドバイス**
- ◆無料という甘い文句に安易に登録するのはやめましょう。
 - ◆サイトを利用して、利用規約に明記されていない場合の料金は支払う必要はありません。

あぶない!あぶない!



👁️ ネットオークションによるトラブル

ネットオークションでブランド品のバックを購入して落札したが、商品が到着後、質屋で鑑定してもらったところ偽物だと判明した。相手が認めず返品に応じない。

- アドバイス**
- ◆オークションサイトが安全・信頼できるものか確認しましょう。
 - ◆出品者の評価のチェックをしましょう。
 - ◆取引前に出品者の評価欄にどのようなことがかかっているか確認しましょう。
 - ◆代金の前払いはできるだけ避け、代金引換などを利用しましょう。
 - ◆取引相手の住所・固定電話番号などの連絡先も確認しましょう。
 - ◆取引状況や相手とのやり取りをプリントし、振込の控えなどは保存しておきましょう。
 - ◆自分のID・パスワードを不正利用されないよう管理しましょう。

ちゃんとたしかめて!



👁️ はがきやメールによる架空請求



**注意!
注意!**

はがきやメールに
“裁判する・差し押さえする……”
“身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい”
などと書かれてある!

- アドバイス**
- 覚えのない請求に対しては、連絡先が書いてあっても決して連絡しないでください。
(電話番号などの個人的な情報を知られてしまったら、被害が拡大する恐れがあります。)
 - 不審な通知が届いた場合は、できるだけ早く消費生活センターや警察署等に相談しましょう。

👁️ 多重債務にならないために!

〈多重債務とは…〉

- 借金を返済するために、さらに借金を重ね、返済が困難な状態を言います。

〈多重債務にならないためには!〉

- 心得**
- 返済のための借入れをしない!
 - 家族や職場に知られることを恐れて、無理な返済を続けない!
 - 安易に名義を貸したり、連帯保証人になったりしない!
 - 返済計画はきっちりと!
 - クレジットカードは必要以上にもたない!

こんな業者に注意して…
「低金利で借金を一本化します!」
「必ず融資します!」
「クレジットカードで即現金化!」は借金を増やします。



👁️ 甘い投資話に気をつけて!

低金利や年金への不安などから、老後の蓄えを少しでも有利に運用したいという高齢者の心理につけこみ、「絶対儲かる」「値上がり確実」「高配当、元本保証」などと言って、ビジネスへの投資などを名目に、出資や投資を勧めます。

- 特徴**
- 突然、配当金の支払いがなくなる。
 - 投資の対象・実態が不明である。
 - 「高配当」「元本保証」をうたうセールストークなど。

うまい話はないですよ!

- アドバイス**
- 「必ず儲かる」「絶対損しない」などという投資はない。
 - 親しい人からの勧めであっても、きっぱり断ること。
 - 理解できない投資話は絶対手をださないこと。



覚えておこう! 「改正貸金業法」

- ◆借りすぎ・貸しすぎを規制します。
サラ金やクレジットカードでの借入総額が「年収の3分の1」を超える場合、新規の借入ができなくなるなど、返済能力を超えた借入が制限されます。
※専業主婦(夫)の方は配偶者の同意書などの証明書類の提出が必要となり、配偶者の借入額と合計して、ご本人と配偶者の年収の合計の3分の1を超えない範囲に限定されます。
- ◆上限金利を引き下げます。
グレーゾーン金利が撤廃され、法律上の上限金利が29.2%から、借入総額に応じて15%~20%に引き下げられます。
※深刻化する多重債務問題の解決に向け改正貸金業法が平成22年6月18日に全面施行されました。(貸金業法とは、消費者金融などの貸金業者からの借入れについて定めている法律のことです。)